

令和8年度

宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事

仕 様 書

第八管区海上保安本部

第1章 工事概要

- | | | |
|-----|------|---|
| 1.1 | 工事件名 | 宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事 |
| 1.2 | 工事場所 | 島根県大田市仁摩町（宅野港西防波堤外端） |
| 1.3 | 工事期間 | 契約締結日の翌日 から 令和8年10月30日まで |
| 1.4 | 工事概要 | 灯塔改修・・・1基、赤色（灯質：単閃赤光 毎3秒に1閃光）
1節 仮設工事 ……1式
2節 防水改修工事 ……1式
3節 外壁改修工事 ……1式
4節 建具改修工事 ……1式
5節 内装改修工事 ……1式
6節 環境配慮改修工事 ……1式
7節 電気設備改修工事 ……1式
8節 劣化補修 ……1式
9節 その他 ……1式 |
| 1.5 | 管理者等 | (a) 管理者
浜田海上保安部 交通課
〒697-0063
島根県浜田市長浜町1785-16 浜田港湾合同庁舎
電話 0855-27-0772
(b) 発注元
第八管区海上保安本部 交通部 整備課
〒624-8686
京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎
電話 0773-76-4100（代表） |
| 1.6 | 注意事項 | (a) 工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。
(b) 工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合は、受注者のみの判断によらず、監督職員と協議してその対応を決定する。
(c) 工事作業中は、既設灯台及び機器類並びに灯火に影響を及ぼさないよう十分注意して作業を行う。
万一、何らかの障害等を与えた場合は速やかに監督職員に連絡するとともに適切な処置を行う。 |

第2章 一般共通事項

2.1 適用範囲	(a) 本仕様書、関係法令等に適合するように施工し、該当事項の無いものには適用しない。 (b) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は、請負代金額の範囲内で実施する。
2.2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。
2.3 監督職員	監督職員とは、「第八管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
2.4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議する。
2.5 現場の納まり等の関係による協議	現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
2.6 官公署その他への手続き	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。
2.7 工事現場の安全衛生管理	(a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。 (b) 工事現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所等の点検を行うなど、事故の防止に努める。 (c) 作業船等が輻輳している区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。
2.8 災害及び公害の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 なお、第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な保障をしなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
2.9 臨機の処置	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
2.10 養生	既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。
2.11 後片付け	工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

2.12 実施工程表	工事着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2.13 施工計画書	工事着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、施工計画書作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
2.14 施工図、現寸図、見本等	施工図、現寸図、見本等は、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
2.15 専門工事業者への指示	2.12「実施工程表」、2.13「施工計画書」及び 2.14「施工図、現寸図、見本等」により作成した図書等は、関係する専門工事業者に周知徹底する。
2.16 材料	<ul style="list-style-type: none"> (a) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は 2.18「材料の検査」により使用承諾を受けたものとする。 (b) 設計図書に「JIS(日本産業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (c) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
2.17 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。
2.18 材料の検査	<ul style="list-style-type: none"> (a) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (b) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
2.19 材料の検査に伴う試験等	<ul style="list-style-type: none"> (a) 試験は、下記の場合に行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。 (c) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。 (d) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
2.20 施工	施工は、設計図書並びに 2.12「実施工程表」、2.13「施工計画書」及び 2.14「施工図、現寸図、見本等」による監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図及び現寸図等に従って行う。

2.21 施工の検査	<p>監督職員の検査は、下記の場合に行う。</p> <p>ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。
2.22 施工の立会い	<p>監督職員の立成いは、下記の場合に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員が特に指示する場合。
2.23 施工の検査に伴う試験等	<ol style="list-style-type: none"> (a) 試験は、下記の場合に行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体の作製及び試験所等は、2.19「材料の検査に伴う試験等」による。
2.24 他工事との出合い	<p>他の受注者によって施工される工事との出合いとなる場合、監督職員の指示に従い、関係受注者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。</p>
2.25 工事報告	<p>工事の進捗、材料の搬入・搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週（様式適宜）作成し、前週分を翌週の月曜日中（祝日の場合は当該週の平日）に監督職員に提出する。</p>
2.26 工事写真	<ol style="list-style-type: none"> (a) 工事着工前から工事完成までに撮影した写真は、施工順にアルバムに整理する。 <p>特に、工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。</p> (b) 工事写真の仕様は、次による。 <p>ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。 (2) 色彩は、カラーとする。 (3) 有効画素数は、300万画素以上とする。 (4) 大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。 (5) ファイル形式は、JPEGとする。 (c) 工事写真の提出部数及び形式は次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事写真は原則として、原本及びアルバムを工事完成時に各1部提出する。 (2) 原本は、電子媒体（撮影時のJPEG）とする。 (3) アルバム（紙媒体）は、2節 2.35「完成図書」に示す完成図書に編綴する。 (4) アルバム（電子媒体）は、2節 2.35「完成図書」に示すとおりとする。
2.27 完成写真	<ol style="list-style-type: none"> (a) 完成写真は、正面・側面等2～3方向から撮影する。 (b) 写真の仕様は、2.26「工事写真」(b)による。

2.28 完成検査	現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合以外は、検査職員の指示に従い、受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。
2.29 官給品等	<p>(a) 本工事において官給品がある場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。</p> <p>(1) 官給品の引き渡しを受けるにあたり、事前にその旨を管理者へ連絡する。</p> <p>(2) 官給品の引き渡しを受ける際には現場に立ち会い、「官給品受領書」を監督職員に2部提出する。</p> <p>(3) 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 官給品の使用が終了した際には、「官給品精算書」を監督職員に2部提出して確認を受け、引き渡しを行う。</p> <p>(b) 本工事において撤去品が発生した場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。</p> <p>(1) 撤去品の保管場所、保管方法及び保管状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 監督職員の指示する場所に運搬し、「撤去品発生通知書」を監督職員に2部提出する。</p>
2.30 発生材の処分	<p>(a) 原則として全て構外に搬出し、関係法令等に従い、受注者の責任において適切に処分する。</p> <p>(b) 発生材の処分に伴い、適正に処分されたことを証明する産業廃棄物管理票の写しを監督職員に提出する。</p> <p>(c) 発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法を取り、調書を添えて監督職員に引き渡す。</p>
2.31 非常の処置	<p>(a) 本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。</p> <p>(b) 工事施工のため、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。 なお、管理者への連絡は密に行う。</p>
2.32 異常現象への対応	<p>受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(a) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。</p> <p>(b) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。</p> <p>(c) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。</p>
2.33 事故災害報告	受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
2.34 工事を施工しない日等	<p>受注者は、次のとおり工事を施工しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。</p> <p>(a) 工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日とする。 ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議し、指示を受けること。</p>

- (b) 工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後6時から翌日の午前6時までとする。
ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議し、指示を受けること。

2.35 完成図書

工事完成後、次のものをA4ファイルに整理し、完成図書(紙媒体)を1部、監督職員に提出する。なお、図面・写真等は、電子データでCD-R等の記録媒体に記録して、完成図書(紙媒体)とあわせて提出する。(電子データは2.36「その他」記載事項を必ず実施する)

- (a) 工事概要
- (b) 完成図面(竣工図面はA3縮小版とする。電子データ「JW-CAD」を含む。)
- (c) 2章2.26に示す工事写真
- (d) 試験成績書及び所見(材料品質証明、保証書等)
- (e) その他(マニフェスト等)

2.36 工事实績情報システム(CORINS)への登録

請負金額が500万円以上の場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない。

登録後は、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。

- (a) 工事受注時 契約締結後10日以内
- (b) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
- (c) 工事完成時 工事完成後10日以内

2.37 その他

電子データ提出にあたっては、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。

第3章 特記仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等（最新版）による。

公共建築工事標準仕様書 (建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
土木工事共通仕様書(案)	国土交通省
港湾工事共通仕様書	国土交通省港湾局
建築工事標準仕様書(JASS)	日本建築学会

全ての設計図書は、相互に補完する。

1 節 仮設工事

3.1.1 工事用電力	構内既存施設は、利用できない。
3.1.2 工事用水	構内既存施設は、利用できない。
3.1.3 現場事務所	監督職員事務所は、設けない。
3.1.4 足場その他	(a) 足場、栈橋、仮囲い等は、関係法令に従い適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 (b) 外部足場は枠組本足場を標準とする。 (c) 足場を設ける場合には「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省 R5.12.26)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいて行い、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
3.1.5 飛散防止等	必要に応じて、発生材等の適切な飛散防止の養生及び安全対策等の措置を講じ、発生材の海中転落には十分注意を払う。
3.1.6 発生材の処分	2章 2.30「発生材の処分」による。
3.1.7 養生	灯塔内には精密機器等が設置されているため、塵あい等が発生する工程の際は、ビニールシート等による養生を行う。
3.1.8 清掃後片付け	資材及び撤去材などが落下しないように、工事期間中は資材等の整理整頓に努め、工事完了に際しては工事箇所の清掃後片付けを行う。

2 節 防水改修工事

3.2.1 既設防水塗膜の撤去	(a) 既設防水塗膜を下地モルタル及び構造体コンクリートに損傷を与えないように撤去する。 (b) 既設塗膜防水撤去後、既存下地モルタルに付着している防水塗膜の残存物等のケレン及び清掃を行う。
-----------------	--

3.2.2 塗膜防水

- (c) 既存下地の欠損部は、モルタルで平滑に補修する。支障のある浮き部は、撤去し、モルタルで補修する。
- (d) 部分的な水はけ不良や勾配不良がある場合は、監督職員と協議する。
- (a) ウレタンゴム系塗膜防水とし、種別はX-2（密着工法）とする。
- (b) 仕上げ塗料は、次表による。

施工箇所	仕上げ塗料
平面※	トップコートふっ素樹脂系、防滑仕上げ
立上り	トップコートふっ素樹脂系

※灯ろうベッド平面部は、仕上げ塗料をふっ素樹脂系のみとする。

3.2.3 シーリング
打替え

- (c) 施工は、主材料の製造所の仕様による。
- (d) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。
- (a) 既設シーリング材の除去は、目地被着体に沿ってカッター等で切込みを入れ、可能な限り除去し、バフ掛け、サンダー掛け又は清掃用溶剤により清掃を行う。
- (b) 目地部の軽微な欠損部は、ポリマーセメントモルタル等で補修する。
- (c) 再充填するシーリング材の施工箇所及び種類は、次表による。

施工箇所	種類
建具・金物周囲	MS-2（変成シリコン系）
タイルとコンクリート・モルタルの取合い部	PS-2（ポリサルファイド系）

- (d) シーリングの目地寸法は、既存目地寸法によるものとし、新たに設ける場合は幅10mm、深さ10mmとする。
- (e) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

3節 外壁改修工事

3.3.1 施工工法

タイル全面張替え工法とし、下地モルタル塗りまで撤去する工法とする。

3.3.2 既設外壁モザイクタイル張り撤去（下地共）

- (a) タイル及び下地モルタルを構造体コンクリートに損傷を与えないように表面まで撤去する。
- (b) タイル等を撤去後に露出したコンクリートの表面のひび割れ等を確認し、監督職員に報告する。
- (c) (b)で確認したコンクリートの表面のひび割れ部の改修工法について、工法の提案を行い、監督職員と協議のうえ、指示を受ける。
- (d) 鉄筋が露出しているなど軽微な場合は、錆落としを行い防錆塗料を塗布して次の工程に進む。

3.3.3 タイル下地
モルタル塗替え

- (a) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次表による。

施工箇所	塗り回数（回）	塗り厚(mm)	仕上げ
タイル下地	3	19	木ごて仕上げ

3.3.4 外壁モザイク
タイル張替え

- (b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。
- (a) タイル張りは、接着剤張り工法とする。
- (b) 使用するモザイクタイル（25×25mm）は、JIS A5209（セラミックタイル）の規格品で、施釉したものとす。また、タイルの色は、赤色（マンセル値 N7.5R4/14）とする。
- (c) 外装タイル接着剤張りの接着剤は、JIS A 5557（外装タイル張り用有機系接着剤）に基づく一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系とする。
- (d) タイル目地材は、赤色セメントとする。
- (e) 使用する材料は、事前に監督職員にカタログ等を提出し承諾を受ける。
- (f) モザイクタイルは、次表のメーカーの製品を標準とし、その他メーカーの製品を使用する場合は、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得る。

取り扱いメーカー	業者名：(株)サンワ 所在地：岐阜県多治見市旭ヶ丘9丁目4-3 電話：0572-27-3355(代表)
----------	---

3.3.5 各所モルタル
塗替え

- (a) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは次表による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
踊場裏モルタル	3	12	金ごて仕上げ
庇裏モルタル			

- (b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

4節 建具改修工事

3.4.1 防水扉パッキン
取替え

- (a) 使用するパッキンは、クロロプレンゴム製中空とし、断面寸法は図示のとおりとする。
- (b) 取付けは、扉本体側の取付溝にゴム用接着剤を使用して貼り付ける。
- (c) パッキンは、次表の取り扱いメーカーの製品又は同等品とする。

取り扱いメーカー	業者名：セナーアンドバーンズ(株) 所在地：東京都大田区平和島6丁目1-1 電話：03-5708-7300(代表)
----------	---

5節 内装改修工事

3.5.1 モルタル
塗替え

- (a) 本工事は、管制器室内の天井、壁及び床部分に適用する。
- (b) 既設モルタルは、躯体表面まで撤去する。
- (c) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは次表による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
① 天井	3	12	金ごて仕上げ
② 壁		20	
③ 床	1	30	金ごて仕上げ

(d) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3.5.2 注意事項

本工事は、6節「環境配慮改修工事」終了後に行うこと。

6節 環境配慮改修工事

3.6.1 適用

本工事は、管制器室内の天井、壁及び床部分に適用する。

3.6.2 届出等

(a) 届出等

届出等については2章 2.6「官公署その他への手続き」により受注者が行う。

なお、石綿含有事前調査の結果に係る資料については官側から貸与する。

(b) 表示及び掲示について

関係法令等に基づき、石綿含有事前調査の結果及び環境配慮改修工事実施の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

3.6.3 石綿含有仕上塗材の除去

(a) 石綿含有建材の撤去は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。

(b) 石綿除去の作業場から外部への飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

(c) 工法は、除去工法を基本とし、既存石綿含有仕上塗材を構造体コンクリートに損傷を与えないよう構造体コンクリート表面まで全て撤去する。

(d) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包する。

(e) 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、次による。

(1) 保管

石綿含有仕上塗材を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。

なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。

(2) 運搬

石綿含有仕上塗材の運搬車及び運搬容器は、石綿含有仕上塗材が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止の措置を講ずる。

(3) 処分

石綿含有仕上塗材の処分は埋立処分又は中間処分とし、以下によるものとする。

① 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分の一定の場所で埋立処分する。

- ② 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた溶融し施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

3.6.4 処分の確認

2章 2.30「発生材の処分」(b)による。

7節 電気設備改修工事

3.7.1 既設配電盤等の一時仮設置、復旧

(a) 撤去

(1) 6節「環境配慮改修工事」の実施に先立ち、下記の機器類を一時仮設置、復旧する。

(2) 撤去工事等によるはつり屑、粉じん等から既存設備・機器等を保護するため、緩衝材、ビニルシート等で適切に養生及び防水措置を徹底すること。

(3) 既設配電盤、蓄電池、蓄電池架台、太陽電池架台、既設ステンレス電線管及び配線は、必要に応じて丁寧に取外し、仮設足場等に一時仮設置し、工事完了後には元の通りに復旧する。

(4) 撤去は、躯体に損傷を与えないよう十分に注意して施工する。

(5) 撤去面は、清掃して付着を妨げる物を除去し、完了後は、適切に養生する。

(6) 石綿含有建材の撤去は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。

(b) 仮設置、復旧

(1) 工事の支障となる既設配電盤、蓄電池、蓄電池架台、太陽電池架台、既設ステンレス電線管及び配線は、丁寧に取外し、仮設足場等施工の支障とならない場所へ仮配線を行う等して一時仮設置する。なお、配線の取外し、接続を行う際は、短絡させないように注意する。

(2) 配線の取外し、接続は、太陽電池配電盤内のヒューズを外し、太陽電池表面に段ボール等を被せて、蓄電池及び太陽電池からの電圧を遮断した後に行う。なお、配線の取外しは、「LED灯器」→「太陽電池」→「蓄電池」の順序とし、配線の接続は、「蓄電池」→「太陽電池」→「LED灯器」の順序とする。

(3) 仮設置した既設配電盤等の機器類は、転倒等しないように固定する。また、既設太陽電池の向きが南側となるようにする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 配線と機器の引出線との接続は、接続点に張力が加わらず、機器その他により押圧されないように行う。

(5) 工事完了後、既設太陽電池架台、既設ステンレス電線管は、配線を含めて速やかに元通りに復旧する。なお、ステンレスサドルによる固定箇所数は、既設同等以上とする。

3.7.2 機器作動確認

(1) 仮設置及び管制室内への復旧後、監督職員立会いのもと、灯火の

動作確認試験を行い、必ず既設機器類が正常に作動することを確認する。

- (2) 万一、既設機器類に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、指示に従う。

8節 劣化補修

3.8.1 ひび割れ補修

(a) Uカットシール材充填工法

- (1) 灯塔及び基礎コンクリートに発生したひび割れを補修する。
- (2) 充填材は、可とう性エポキシ樹脂を使用する。
- (3) 充填部以外に付着した汚れ等を適切な方法で除去し、清掃する。
- (4) 参考数量は、1 構造物当たり補修延べ延長 20m 未満とする。

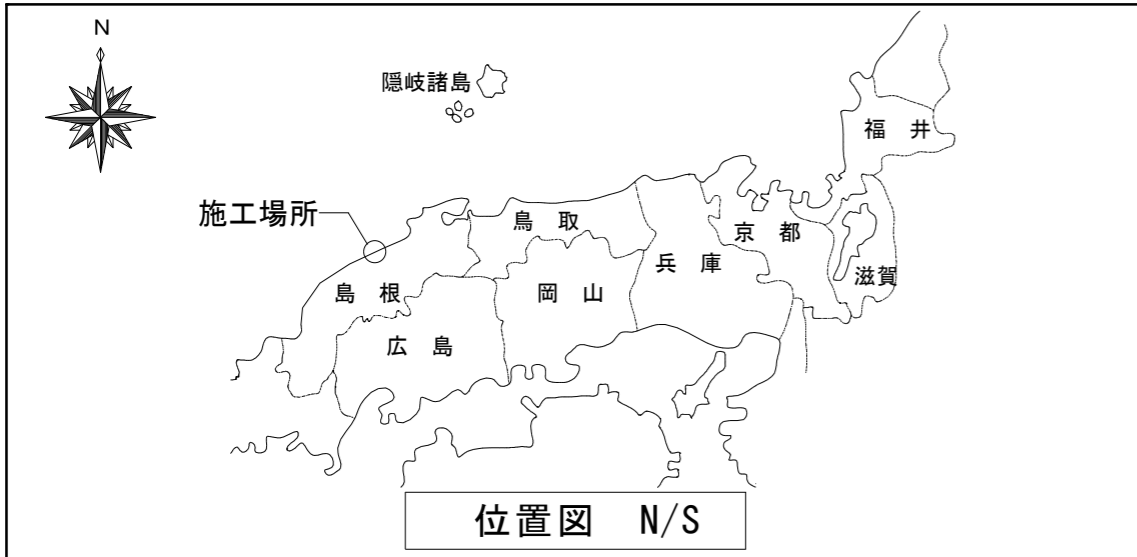
9節 その他

3.9.1 使用船舶機械等

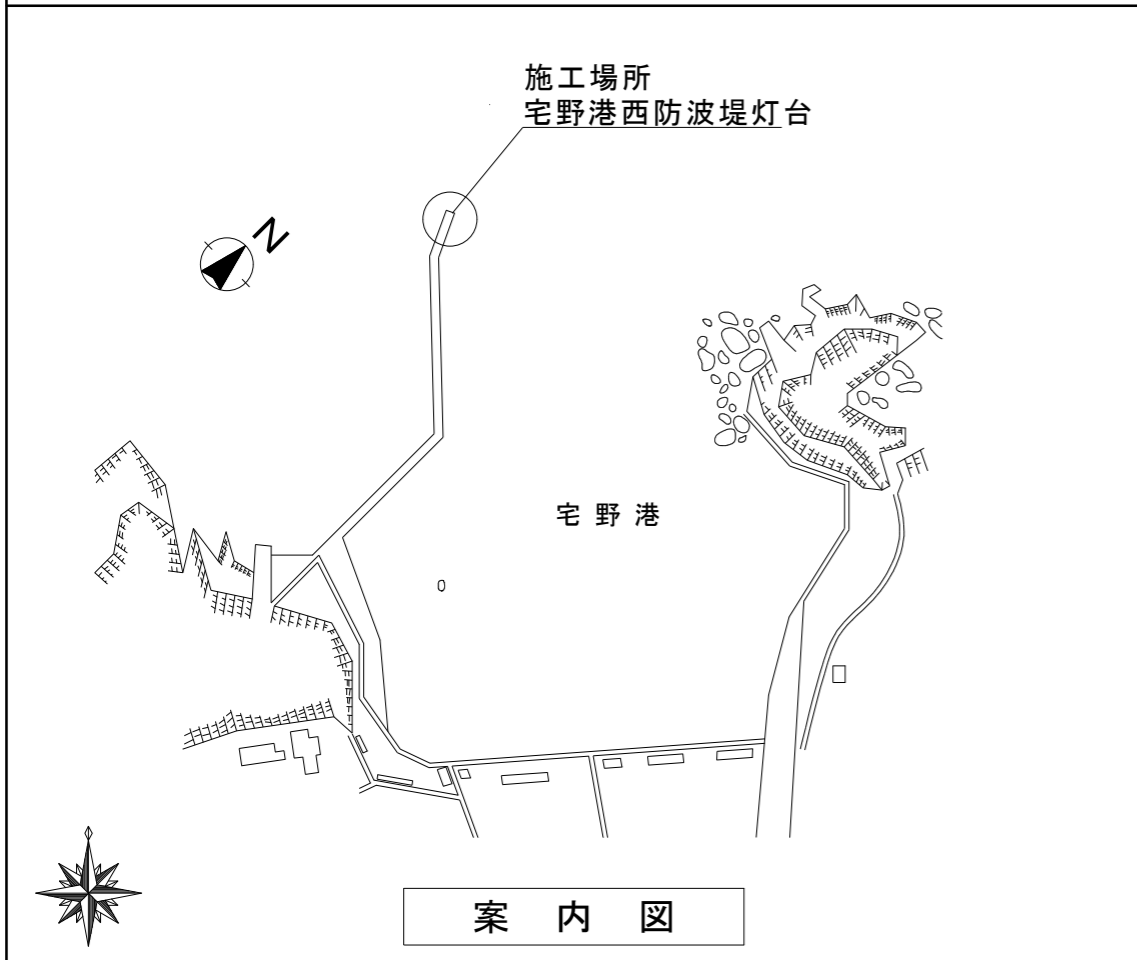
- (a) 使用する船舶及び機械は、第 2 章 2.13「施工計画書」において使用船舶機械等及び安全性能を明記し、監督職員の承諾を得る。
- (b) 工事の履行に際し、海上運送が必要となる場合は、不定期航路事業で使用する船舶又は定期傭船契約した船舶等を利用して監督職員、検査職員等を運送するものとする。（「船舶等」の「等」に自社船を含め、「検査職員等」の「等」に検査立会いや随行者を含める。）

3.9.2 注意事項等

- (a) 工事作業中は、灯台の機器類及び灯火に影響を及ぼさないように十分注意し、万一何らかの障害等を与えた場合は、速やかに管理者等へ連絡し、適切な処置を行う。

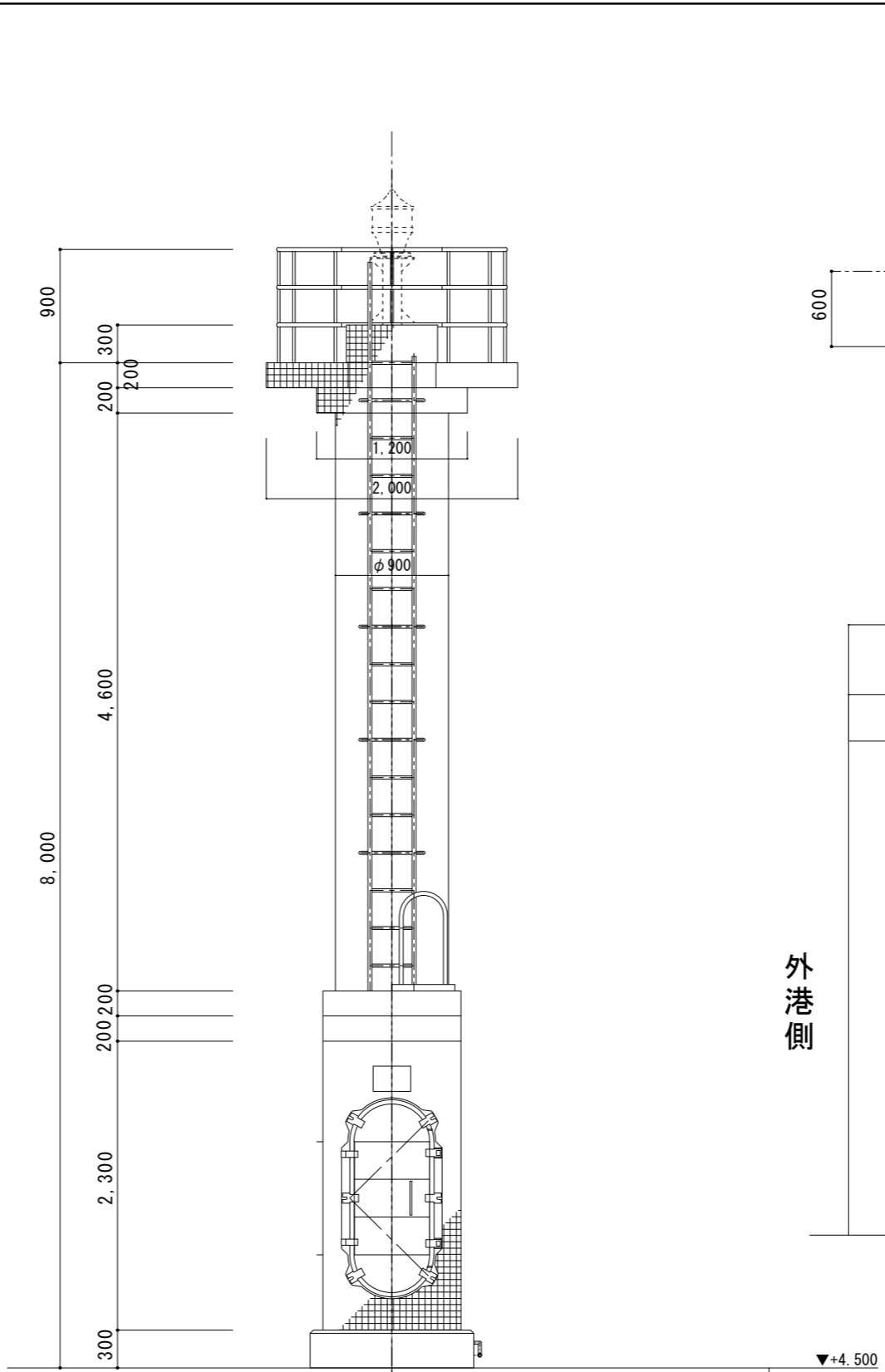


位置図 N/S

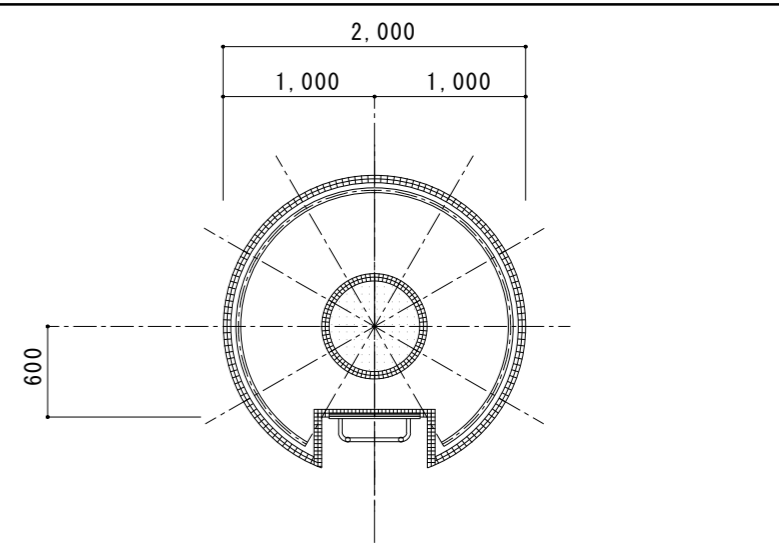


案内図

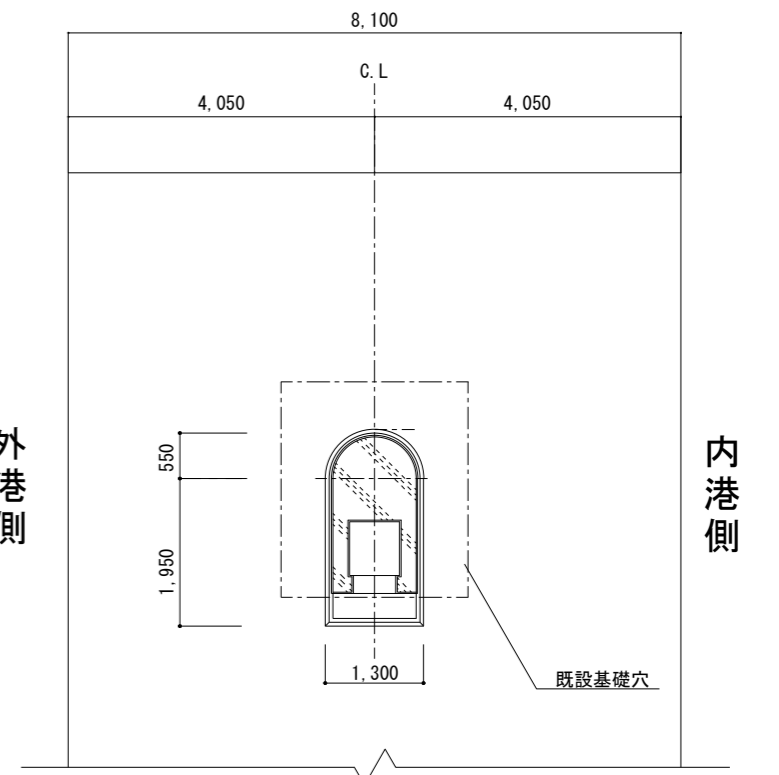
- 工事概要**
- 1 仮設工事
 - ・足場等
 - 2 防水改修工事
 - ・踊場上面、管制器室屋根全面塗膜防水(既存防水層撤去、下地モルタル既存のまま、下地処理の上、ウレタン系塗膜防水新設)
 - ・各所シーリング充填及び打ち替え
 - 3 外壁改修工事
 - ・外壁モザイクタイル全面張替え(下地モルタル共)
 - 4 建具改修工事
 - ・既設アルミ防水扉パッキン取替え
 - 5 内装改修工事
 - ・管制器室内 天井、壁、床モルタル全面塗替え
 - 6 環境配慮改修工事
 - ・石綿含有建材の除去(管制器室内 天井・壁・床)
 - 7 電気設備改修工事
 - ・既設配電盤、蓄電池、蓄電池架台、太陽電池架台、既設ステンレス電線管及び配線 一時仮設置、復旧
 - 8 劣化補修
 - ・コンクリートひび割れ補修(Uカットシーリング材充填工法) 参考数量:1構造物当たり補修延べ延長20m未満



立面図 1:50



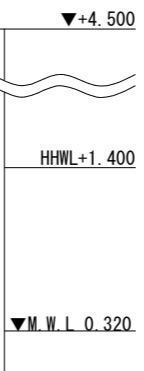
踊場平面図 1:50



防波堤先端平面図及び灯台平面図 1:100

外港側

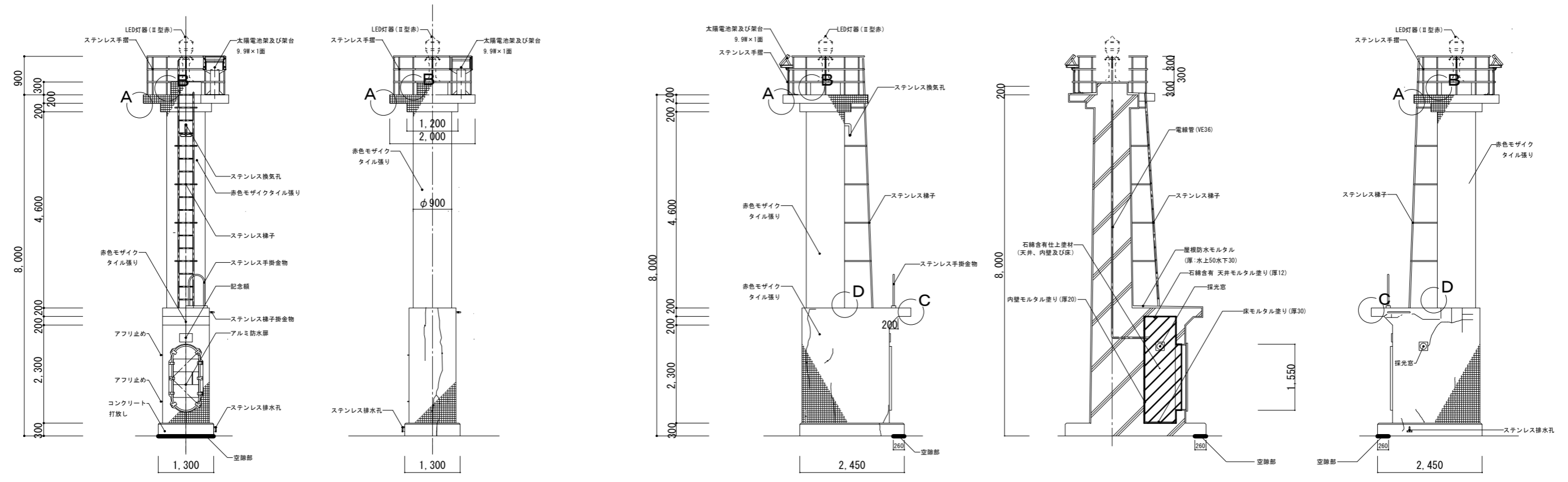
内港側



件名	宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事		
図面名称	位置図、案内図、防波堤先端平面図及び灯台平面図、立面図、踊場平面図、工事概要		
縮尺	図示	設計年月日	令和8年4月
		図面番号	1 / 5
		設計	妹尾

第八管区海上保安本部交通部整備課

現況図



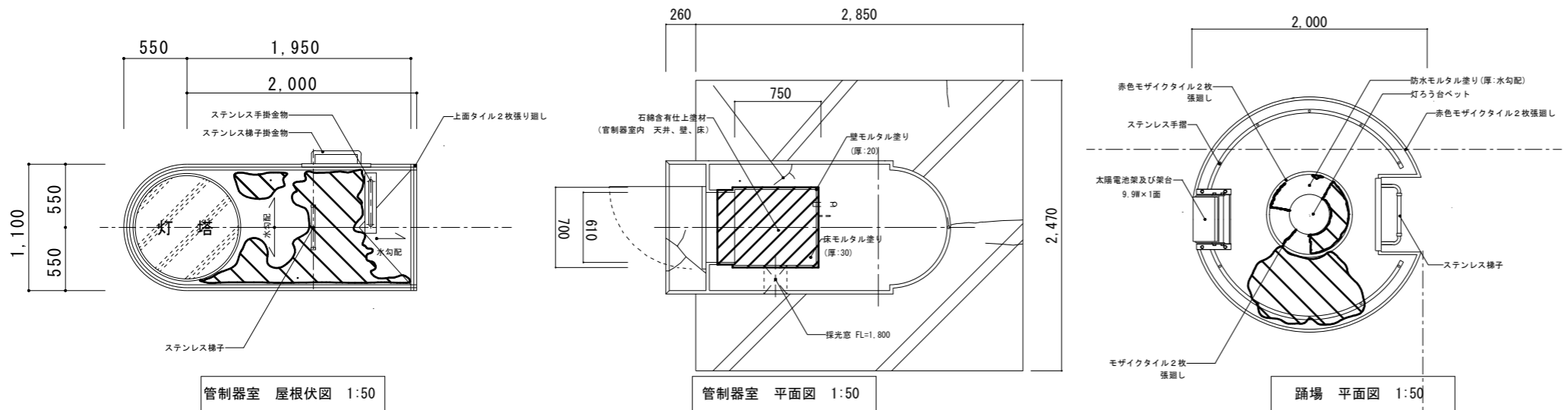
灯塔立面図(正面) 1:100

灯塔立面図(背面) 1:100

灯塔立面図(側面) 1:100

灯塔断面図 1:100

灯塔立面図(側面) 1:100



管制器室 屋根伏図 1:50

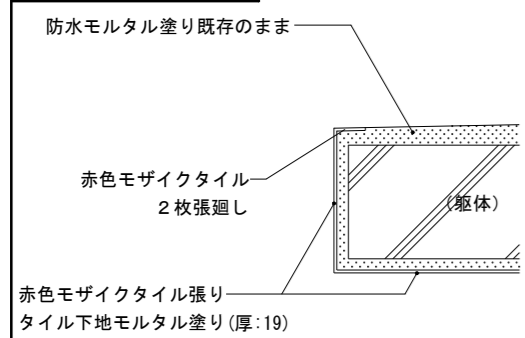
管制器室 平面図 1:50

踊場 平面図 1:50

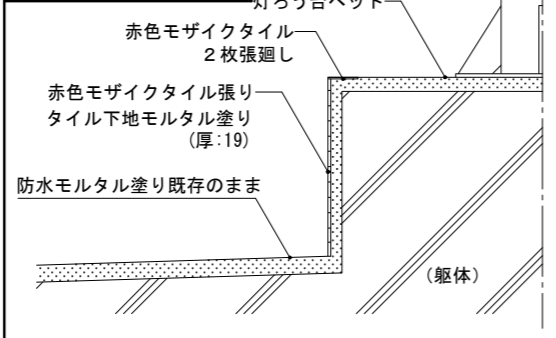
【凡例】

- : 屋根防水はがれ
- : ひび割れ
- : 基礎下空隙部(H10)
- : 管制器室内 石綿含有仕上塗材 (モルタル下地レベル3)

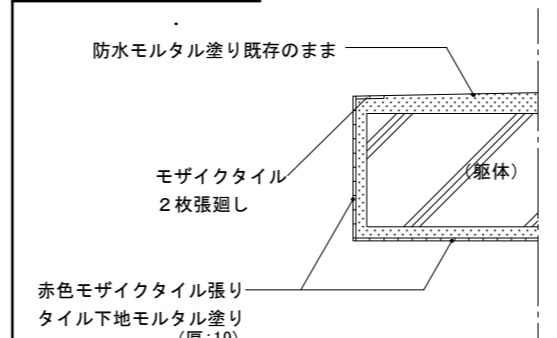
A 詳細図 S=1/10



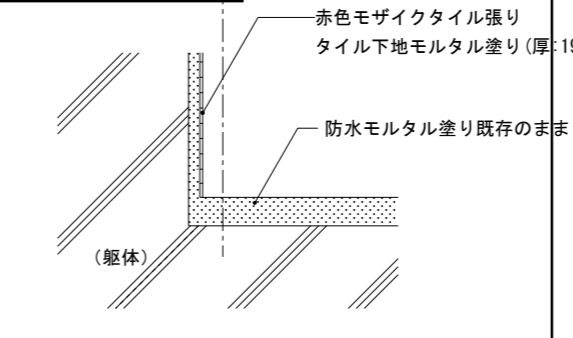
B 詳細図 S=1/10



C 詳細図 S=1/10



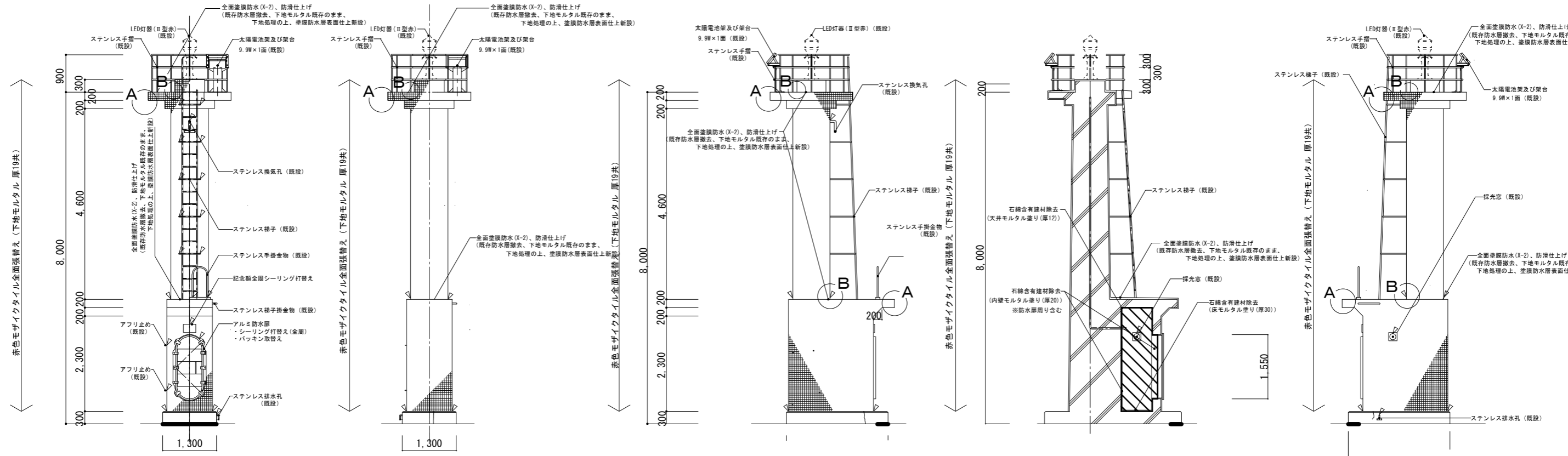
D 詳細図 S=1/10



件名	宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事		
図面名称	現況図(灯塔立面図、灯塔断面図、管制器室屋根伏図、管制器室平面図、踊場平面図、詳細図)		
縮尺	図示	設計年月日	令和8年4月
		図面番号	2/5
		設計	妹尾

第八管区海上保安本部交通部整備課

改修図



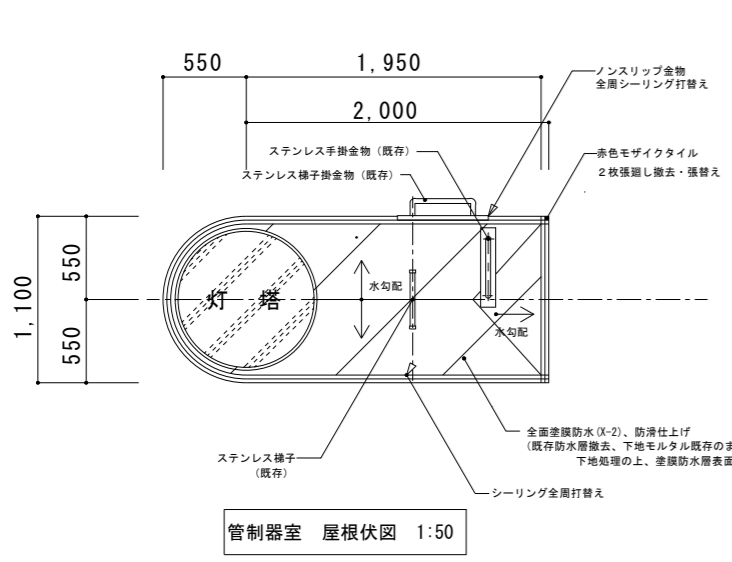
灯塔立面図(正面) 1:100

灯塔立面図(背面) 1:100

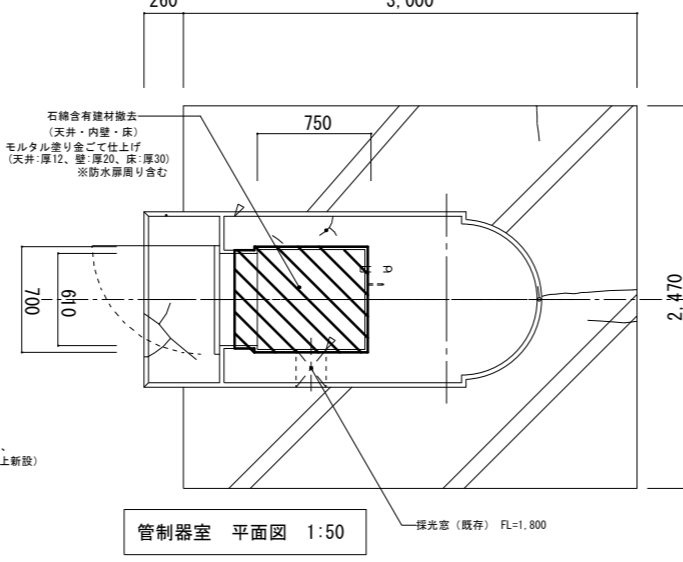
灯塔立面図(側面) 1:100

灯塔断面図 1:100

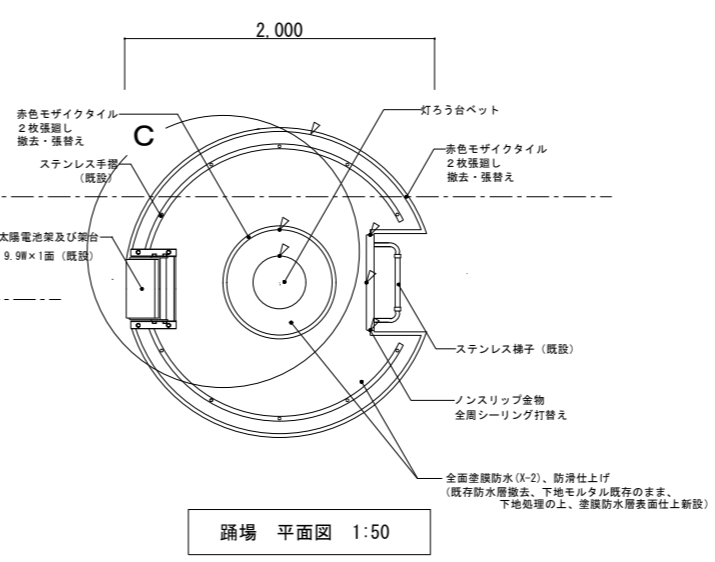
灯塔立面図(側面) 1:100



管制器室 屋根伏図 1:50



管制器室 平面図 1:50

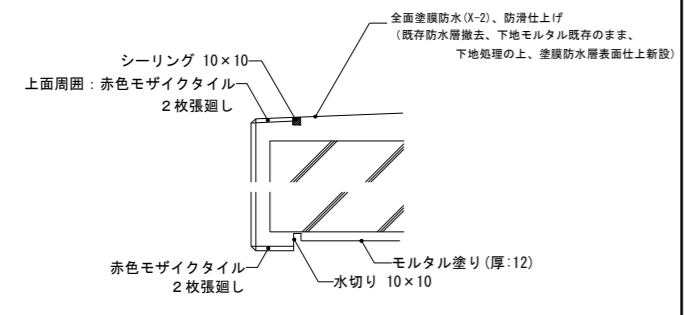


踊場 平面図 1:50

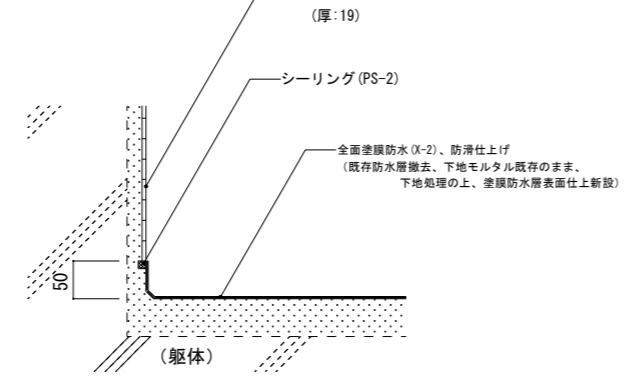
凡例

- : シーリング打替え箇所を示す
- : 空隙部 ホリマーセメントモルタル充填 (摺り付け仕上)
- : 管制器室内壁仕上 石綿含有建材除去
- : 踊場上面、管制器室屋根 全面塗膜防水

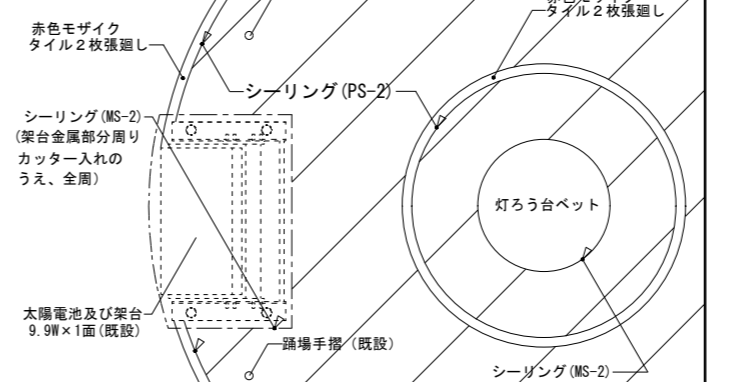
A詳細図 S=1/10



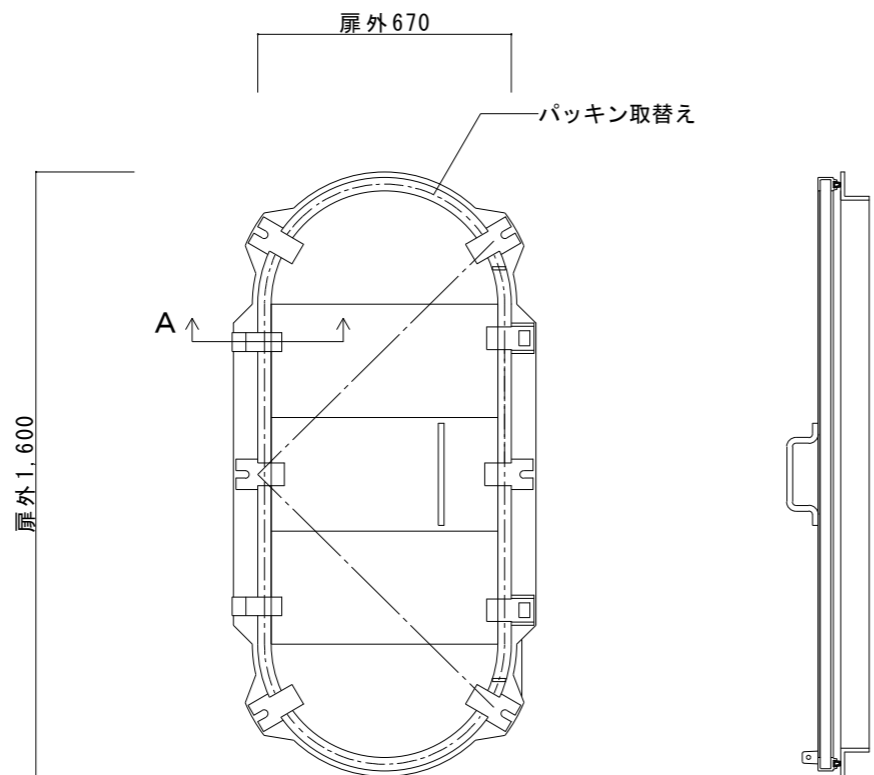
B詳細図 S=1/10



C詳細図 S=1/20

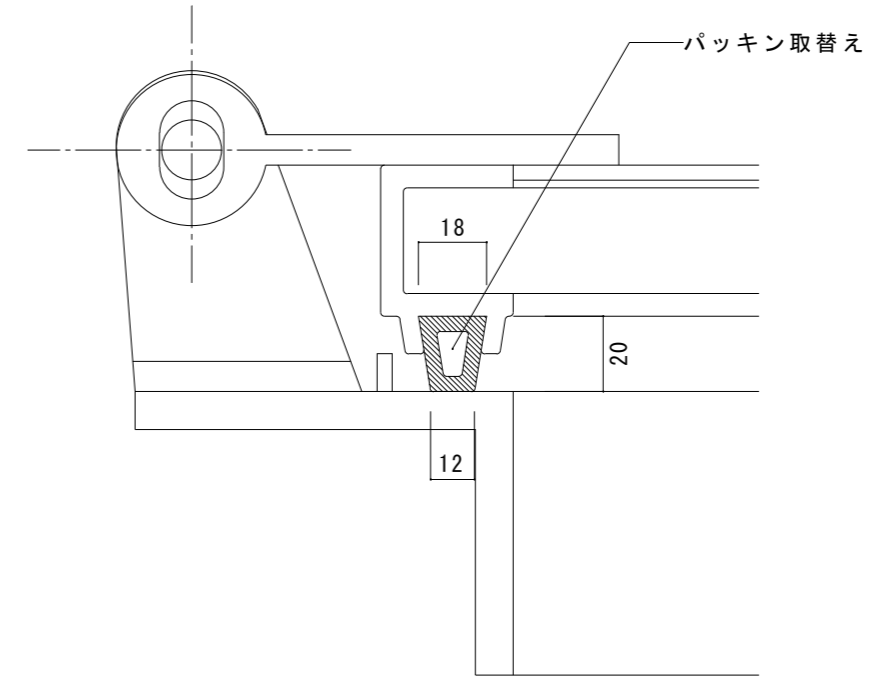


件名	宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事		
図面名称	改修図(灯塔立面図、灯塔断面図、管制器室屋根伏図、管制器室平面図、踊場平面図、詳細図)		
縮尺	図示	設計年月日	令和8年4月
		図面番号	3/5
		設計	妹尾
第八管区海上保安本部交通部整備課			



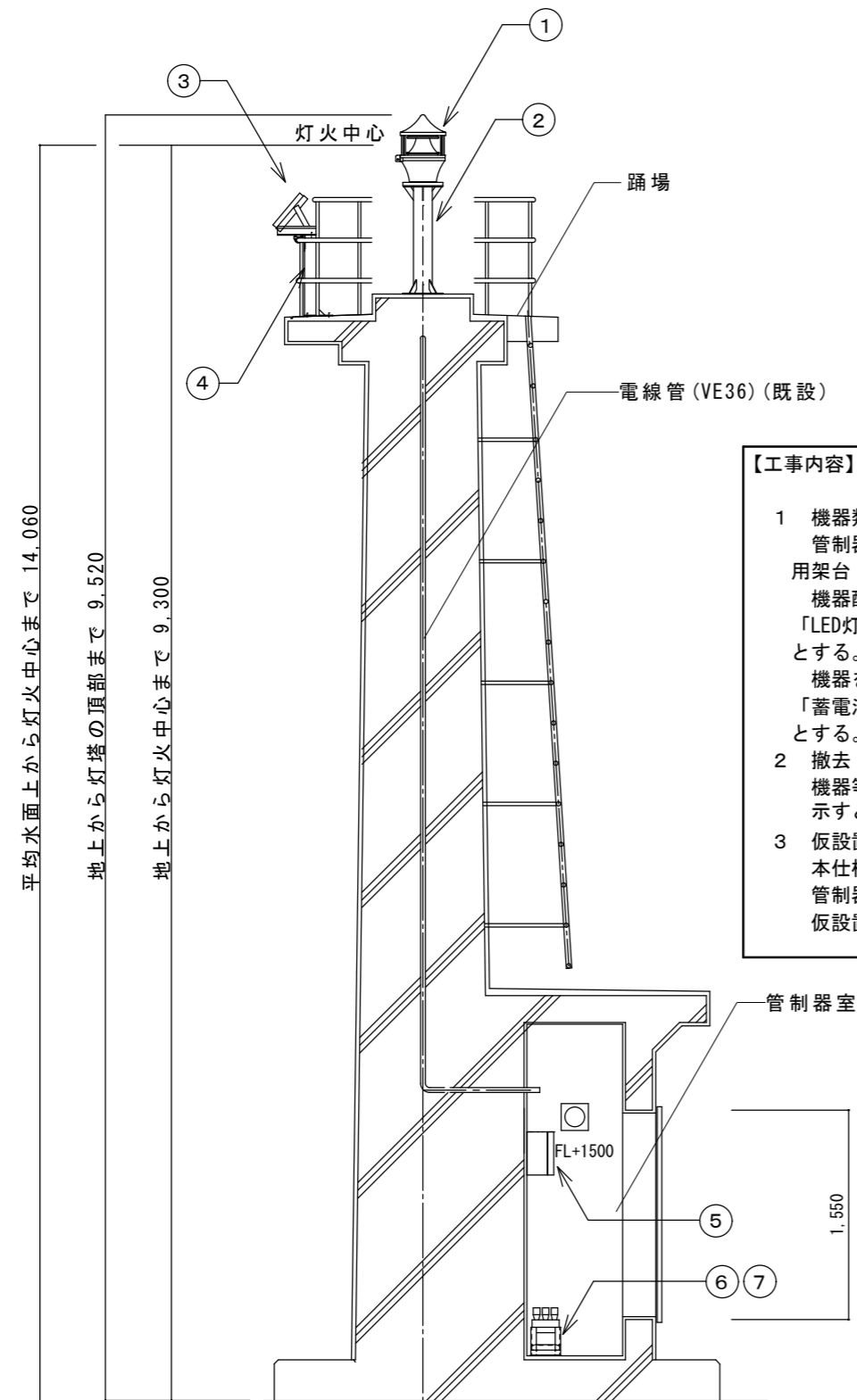
既存パッキン撤去の上、調達したパッキンを接着剤を使用し取付ける。
 パッキンは、クロロプレンゴム製とする。
 パッキン調達前に確実に現地調査を行い、施工時の手戻りがないようにすること。

アルミ防水扉姿図 S=1/20



パッキン交換図 (A-A 断面) S=1/2

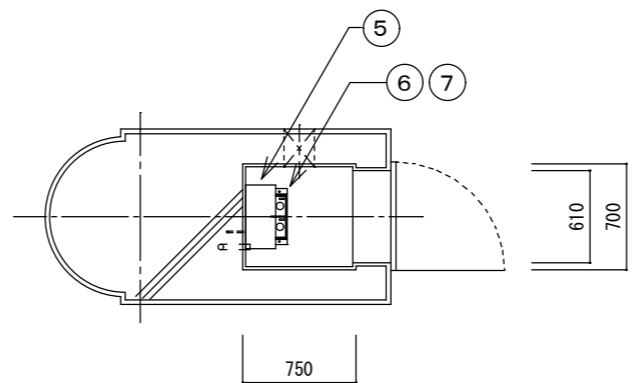
件名	宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事			
図面名称	改修図(アルミ防水扉姿図、パッキン交換図)			
縮尺	図示	設計年月日	令和8年4月	設計 妹尾
		図面番号	4 / 5	
第八管区海上保安本部交通部整備課				



灯塔断面図 S=1/50

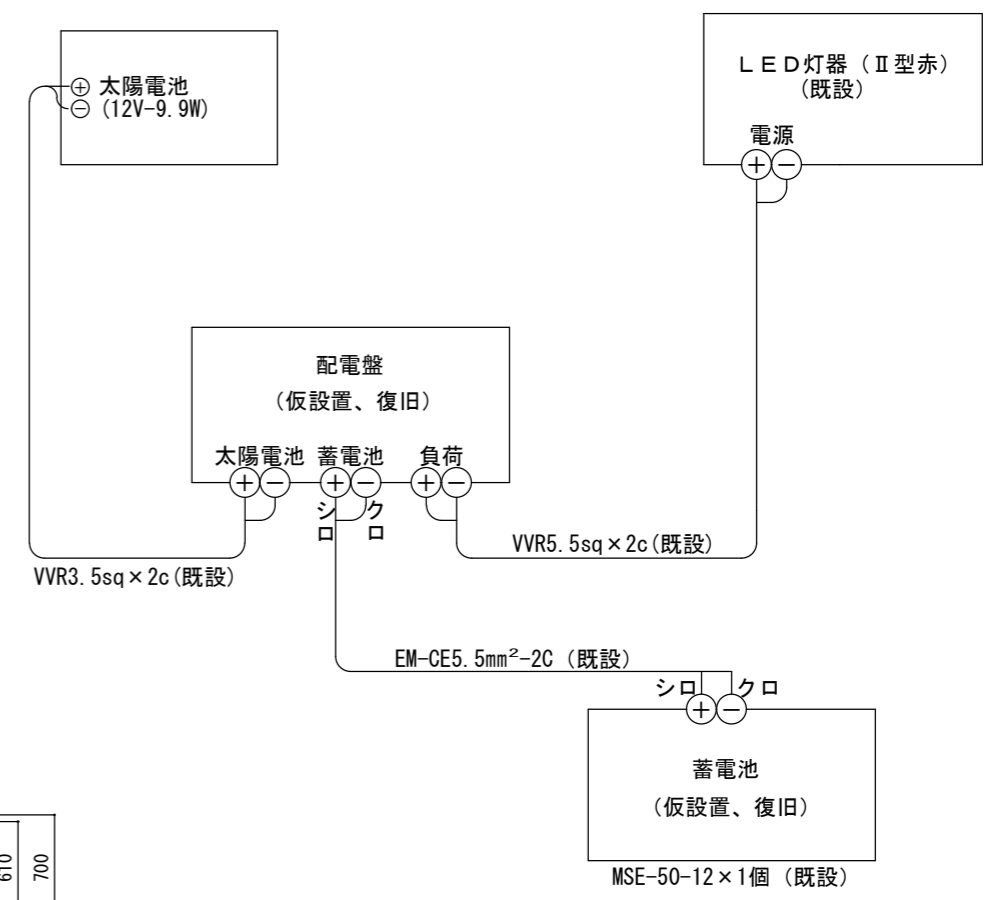
【工事内容】

- 機器類の取外し・接続
 管制器室内設置の⑤配電盤（既設）、⑥蓄電池（既設）及び⑦蓄電池用架台（既設）を取り外す。
 機器配線を取外す順序は、「LED灯器→太陽電池→蓄電池」とする。
 機器を取付ける順序は、「蓄電池→太陽電池→LED灯器」とする。
- 撤去
 機器等の取り外しは本仕様書 第3章 特記仕様書 7節3.7.1に示すとおり。
- 仮設置、復旧
 本仕様書 第3章 特記仕様書 7節3.7.1及び2のとおり。
 管制器室改修に干渉する場合、配電盤及び蓄電池を仮設足場等に仮設置する際の電気配線は、受注者にて調達すること。



管制器室平面図 S=1/50

番号	品名	規格	単位	数量	摘要
①	LED灯器	(Ⅱ型赤)	個	1	
②	灯器台	SUS304	個	1	
③	太陽電池	(12V-9.9W) (太陽電池装置)	個	1	
④	太陽電池架台	SUS304	個	1	
⑤	配電盤	(太陽電池装置) 約7.5kg	面	1	仮設置電気配線は受注者にて調達する。 取付け用アンカー等は再利用する。
⑥	蓄電池	(MSE-50-12) 約24kg/個	個	1	仮設置電気配線は受注者にて調達する。
⑦	蓄電池用架台	SUS304 (MSE-50-12×1個用)	個	1	取付け用アンカー等は再利用する。



配線系統図

件名	宅野港西防波堤灯台施設改良改修工事		
図面名称	改修図(灯塔断面図、管制器室平面図、配線系統図、機器明細表)		
縮尺	図示	設計年月日	令和8年4月
		図面番号	5
		設計	妹尾

第八管区海上保安本部交通部整備課